



各 位

平成27年6月8日

名古屋市中村区亀島二丁目13番8号
明治電機工業株式会社
代表取締役社長 林 正 弘
(コード番号：3388 東証第一部)
問合せ先：取締役企画管理本部長
舟 橋 範
(TEL 052-451-7661)

招集通知記載事項の一部修正について

当社「第59回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

1. 修正箇所

「株主総会参考書類 第1号議案 定款一部変更の件」(25ページ)

2. 修正内容(修正箇所は下線にて表示しております。)

(修正後)

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことにもない、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の規定により当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、定款第32条(取締役の責任免除)第2項及び第41条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第32条(取締役の責任免除)第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(修正前)

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成26年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことにもない、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の規定により当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、定款第32条(取締役の責任免除)第2項及び第41条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第32条(取締役の責任免除)第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

以 上